

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(30)	2
江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(31)	2
江東区特別区税条例の一部を改正する条例(32)	3
江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(33)	5
江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(34)	6
江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例(35)	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例(36)	7
江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(37)	7

◎規 則

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則(56)	9
江東区私道排水設備条例施行規則の一部を改正する規則(57)	9
江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(58)	11
江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則(59)	16
江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(60)	16
江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(61)	17

◎規 則（教）

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(5)	18
--	----

◎告 示

特別区道の区域の変更について(305)	20
包括外部監査契約締結の告示について(306)	24
令和 7 年度補正予算（第 1 号）の告示について(307)	24
行旅死亡人の告示について(308)	29
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(320)	29
特別区道路線の区域変更・供用開始の告示について(322)	29
特別区道路線の区域変更・供用開始の告示について(323)	31
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(324)	33
保管自転車の処分について（令和 7 年 7 月上旬）(328)	33
違法放置等物件（毛利 1 - 1 2 - 7 地先）の除去及び告示について(329)	33
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置の指定について(330)	33
行旅死亡人の告示について(333)	33
指定納付受託者の指定について(334)	34
行旅死亡人の告示について(336)	34
保管自転車の処分について（令和 7 年 7 月上旬）(342)	34

◎告 示（教）

令和 7 年第 7 回江東区教育委員会定例会の招集(10)	35
-------------------------------	----

◎告 示（選）

令和 7 年 7 月 3 日付江東区選挙管理委員会告示第 2 9 号の一部を改める告示(35)	35
令和 7 年 7 月 3 日付江東区選挙管理委員会告示第 2 8 号の一部を改める告示(36)	35

◎告 示（監）

包括外部監査人の監査の事務補助者の告示(10)	36
-------------------------	----

◎区 議 会

区議会議決事項（令和 7 年第 2 回定例会）	36
-------------------------	----

条

例

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 30 号

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月江東区条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 2 項の」を「から第 3 項まで及び第 5 項の」に改める。

第 14 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「を除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 15 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 15 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 15 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったときは、当該勤務時間の時間数について第 2 号部分休業を承認することができる。

2 勤務時間条例第 16 条の 3 第 1 項、勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく規則又は幼稚園教育職員勤務時間条例第 18 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第 2 号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 15 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 15 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に 1 分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に 10 を乗じて得た時間

（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 15 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 16 条中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 17 条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 17 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の江東区職員の育児休業等に関する条例第 15 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 3 1 号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年 3 月江東区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 4 第 1 項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第 1 6 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 1 6 条の 6 任命権者は、江東区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月江東区条例第 2 5 号）第 1 8 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）江東区職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況

又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 1 6 条の 6 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 3 2 号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

江東区特別区税条例（昭和 3 9 年 1 2 月江東区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 3 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 4 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 4 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」に改める。

第 2 4 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 4 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手

当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。) 」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 6 条の 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 47 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第 47 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第 49 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 47 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する

場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこ併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、付則第 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 3 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(区民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の江東区特別区税条例(以下「新条例」という。)第 17 条及び第 23 条第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第 23 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 24 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 24 条の 3 第 1 項において同じ。)(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 24 条の 2 第 1 項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき新条例第 23 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 24 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、令和 8 年 1

月1日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の江東区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第24条の3第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、令和8年1月1日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第6条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、江東区特別区税条例第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第6条の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 江東区特別区税条例第49条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第6条の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第6条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月7日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第33号

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月江東区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全て」を「いずれか」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 区長は、特定地域型保育事業者による保育内

容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる連携協力を行うものをいう。

附則第 5 条中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 34 号

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月江東区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小

規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全て」を「いずれか」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第 3 条中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

を公布する。

令和7年7月7日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第35号

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する
条例

江東区保育費用徴収条例（平成9年3月江東区
条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「一般保育
料」を「次に掲げる者に係る一般保育料」に、
「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め
る額」を「0円」に改め、同項第1号中「保護者
0円」を「保護者」に改め、同項第2号中「保
護者 別表第1に定める額」を「保護者」に改め、
同項第3号中「保護者 別表第2に定める額」を
「保護者」に改め、同条第2項中「別表第3」を
「別表」に改め、同条第4項及び第5項を削り、
同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、「第
5条第1項及び」を削り、同項を同条第4項とす
る。

第4条中「前条の規定により通知された」を削
る。

第6条の見出し中「保育料」を「延長保育料」
に改め、同条中「保育料又は」を削る。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3中「生
活保護法」の次に「（昭和25年法律第144
号）」を加え、同表備考2中「母子及び父子並び
に寡婦福祉法」の次に「（昭和39年法律第12
9号）」を、「身体障害者福祉法」の次に「（昭
和24年法律第283号）」を、「東京都愛の手
帳交付要綱」の次に「（昭和42年3月20日4
2民児精発第58号）」を、「療育手帳制度要
綱」の次に「（昭和48年9月27日厚生省発児
第156号厚生事務次官通知）」を、「精神保健
及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「（昭
和25年法律第123号）」を、「特別児童扶養
手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39
年法律第134号）」を、「国民年金法」の次に
「（昭和34年法律第141号）」を加え、同表
備考3中「地方税法」の次に「（昭和25年法律
第226号）」を加え、同表備考6中「保育料」
を「延長保育料」に改め、同表備考7中「ファミ
リーホーム」を「小規模住居型児童養育事業を行
う者」に、「保育料」を「延長保育料」に改め、
同表を別表とする。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律の改正に伴う関係条例の整理に関
する条例を公布する。

令和7年7月7日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律の改正に伴う関係条例
の整理に関する条例

（江東区こども発達センター条例の一部改正）

第1条 江東区こども発達センター条例（平成5
年3月江東区条例第18号）の一部を次のよう
に改正する。

第5条第4号中「第5条第18項」を「第5
条第19項」に改める。

（江東区障害者福祉センター条例の一部改正）

第2条 江東区障害者福祉センター条例（昭和5
7年10月江東区条例第40号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第2号中「第5条第14項」を「第5
条第15項」に、同条第3号中「第5条第18
項」を「第5条第19項」に改める。

（江東区障害者通所支援施設条例の一部改正）

第3条 江東区障害者通所支援施設条例（平成2
年3月江東区条例第5号）の一部を次のように
改正する。

第5条第2号中「第5条第14項」を「第5
条第15項」に、同条第3号中「第5条第18
項」を「第5条第19項」に改める。

（江東区リバーハウス東砂条例の一部改正）

第4条 江東区リバーハウス東砂条例（平成8年
12月江東区条例第39号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条第1号中「第5条第17項」を「第5
条第18項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休
暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布す
る。

令和7年7月7日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第37号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休
暇等に関する条例（平成12年3月江東区条例第

47号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「(次条において)」を「(以下)」に改める。

第18条の5の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第18条の6 教育委員会は、江東区職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月江東区条例第25号)第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 江東区職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱

いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 教育委員会は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

規

則

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 6 号

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和 4 9 年 1 0 月江東区規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「3, 6 0 4, 0 0 0 円」を「3, 6 6 1, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第 3 条の規定は、令和 7 年 8 月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

江東区私道排水設備助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 7 号

江東区私道排水設備助成条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私道排水設備助成条例施行規則（昭和 5 7 年 7 月江東区規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条関係)

種別		形状	寸法	単位	単価 (円)		備考
					一般工事	工事困難	
排水本管		内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	42,948		深さは、人孔間の平均深さとする。
			深さ 1.00m以上		52,738		
		内径 200mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	45,249		
			深さ 1.00m以上 1.40m未満		55,039		
			深さ 1.40m以上 1.80m未満		92,605	107,675	
			深さ 1.80m以上 2.20m未満		112,001	127,192	
			深さ 2.20m以上 2.60m未満		150,139	165,633	
			深さ 2.60m以上		162,970	178,464	
		内径 250mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	56,815		
			深さ 1.00m以上 1.40m未満		69,053		
			深さ 1.40m以上 1.80m未満		100,220	115,699	
			深さ 1.80m以上 2.20m未満		120,257	135,798	
			深さ 2.20m以上 2.60m未満		158,978	174,880	
			深さ 2.60m以上 3.00m未満		172,449	195,761	
		内径 300mm ・塩化ビニル	深さ 3.00m以上 3.40m未満		191,407		
			深さ 1.40m未満	m	81,715		
			深さ 1.40m以上 1.80m未満		114,097	131,282	
			深さ 1.80m以上 2.20m未満		135,416	152,782	
			深さ 2.20m以上 2.60m未満		175,500	193,168	
			深さ 2.60m以上 3.00m未満		190,195	215,404	
		内径 350mm ・塩化ビニル	深さ 3.00m以上 3.40m未満		210,447		
			深さ 1.80m未満	m	123,367	141,458	
			深さ 1.80m以上 2.20m未満		145,084	163,305	
			深さ 2.20m以上 2.60m未満		183,654	202,178	
			深さ 2.60m以上 3.00m未満		200,038	219,530	
			深さ 3.00m以上 3.40m未満		223,890		
取付管		内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	35,122		深さは、排水本管（人孔間）の平均土被りとする。
			深さ 1.00m以上 1.40m未満		37,715		
			深さ 1.40m以上		40,830		
管防護		内径 200mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	42,961		
			深さ 1.00m以上 1.40m未満		45,555		
			深さ 1.40m以上		48,669		
			深さ 1.40m以上				
人孔	人孔	矩形人孔 内径 60cm×90cm	深さ 1.00m未満	箇所	21,484		
			深さ 1.00m以上 1.20m未満		22,436		
			深さ 1.20m以上 1.40m未満		23,729		
			深さ 1.40m以上 1.60m未満		25,779		
		円形人孔 内径 70cm	深さ 1.00m未満	箇所	672,059		
			深さ 1.00m以上 1.20m未満		781,243	786,937	
			深さ 1.20m以上 1.40m未満		842,765	848,459	
			深さ 1.40m以上 1.60m未満		910,314	916,008	
人孔	人孔	矩形人孔 内径 60cm×90cm	深さ 1.60m以上 2.00m未満	箇所	1,020,659	1,026,987	
			深さ 2.00m以上		1,196,662	1,206,153	
		円形人孔 内径 70cm	深さ 1.00m未満		366,891		
			深さ 1.00m以上 1.20m未満		394,585		
人孔	人孔	矩形人孔 内径 60cm×90cm	深さ 1.20m以上	箇所	455,925	459,089	
			深さ 1.20m以上				

		円形人孔 内径 90cm	深さ 1.20m未満 深さ 1.20m以上 1.40m未満 深さ 1.40m以上 1.60m未満 深さ 1.60m以上 2.00m未満 深さ 2.00m以上 2.40m未満 深さ 2.40m以上 2.80m未満 深さ 2.80m以上 3.20m未満	箇所	685,611 779,064 844,578 993,619 1,113,074 1,253,945 1,417,963	784,124 849,639 1,000,578 1,123,831 1,278,621 1,442,639	
	副 管	内径 200mm ・塩化ビニル	高さ 1.00m未満 高さ 1.00m以上 1.50m未満 高さ 1.50m以上 2.00m未満 高さ 2.00m以上	箇所	286,688 305,497 355,517 381,533		
汚 水 ま す		内径 35cm L形ます 丸形ます		箇所	122,579 143,301		
		内径 50cm L形ます 丸形ます	深さ 1.00m未満 深さ 1.00m以上 深さ 1.00m未満 深さ 1.00m以上	箇所	126,649 155,937 143,479 172,767		
		内径 70cm		箇所	430,113		
雨 水 ま す		内径 35cm	1 枚蓋（深さ 0.80m） 2 枚蓋（深さ 1.00m）	箇所	113,718 187,233		
		内径 50cm	1 枚蓋（深さ 0.80m） 2 枚蓋（深さ 1.00m）	箇所	125,846 199,359		
格 子 蓋 雨 水 ま す		内径 50cm （標準型）		箇所	142,198		
		内径 35cm （角型）		箇所	117,130		
L 型 側 溝		2 5 0 B 3 0 0 B		m	21,461 22,186		
L 型 側 溝 コ ン ク リ ー ト 基 礎		2 5 0 B 3 0 0 B		m	9,067 9,763		
試 験 堀		A 形（2.0 m × 1.0 m × 1.5 m）		箇所	156,239		
		B 形（1.5 m × 0.7 m × 1.3 m）			46,440		
		C 形（1.0 m × 0.7 m × 1.0 m）			23,219		
障 害 物 切 廻 し				式	東京都水道局（水道 管）、東京瓦斯株式会 社（ガス管）等の発行 する領収書記載金額の 100 分の 90 以内		

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 58 号

江東区職員の育児休業等に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則
(平成 4 年 3 月江東区規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の見出し中「部分休業の」の次に「申出及び変更並びに」を加え、同条第 1 項中「部分休業の」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定による同条第 1 項に規定する部分休業(以下この条及び第 14 条において「部分休業」という。)の申出及び当該申出内容の変更並びに」に改め、同項ただし書中「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、部分休業の申出内容の変更について、条例第 15 条の 5 に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該申出内容の変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第 13 条の 2 中「であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるもの」を削る。

第 15 条ただし書中「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改める。

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式 (第 1 3 条関係)

部分休業簿

申出対象期間		年度	
所属		氏名	
1 請求に係る子		氏名	続柄等
		生年月日	
		年	月 日
2 申出		申出の日 月 日	申出の内容 (①又は②を記入)
			※申出の内容 (変更後の内容も共通) ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 (第 1 号部分休業) ② 1 年につき 条列で定める時間 (10 日相当) を超えない範囲内 (第 2 号部分休業)
3 変更 (第 1 回目)		変更の日 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)
			変更が必要な事情 特別の事情の有無 (有又は無を記入)
			係長 承認権者
3 変更 (第 2 回目)		変更の日 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)
			変更が必要な事情 特別の事情の有無 (有又は無を記入)
			係長 承認権者
4 備考			

(注) 1 申出、変更又は請求に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
2 第 1 号部分休業の承認の請求は別紙 1、第 2 号部分休業の承認の請求は別紙 2 を用いること。

別紙 1

第 1 号部分休業の承認の請求の場合

年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間				※ 請求月日	承認			出勤簿 整理	備考
	月	日	毎日／ 曜日等	時 間		請求者	係長	承認 者		
1	月	日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
2	月	日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
3	月	日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
4	月	日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
5	月	日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
6	月	日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
7	月	日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
8	月	日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
9	月	日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
10	月	日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					

(※職員は印の欄を記入の上、請求者の欄に署名又は押印する。)

別紙 2

第 2 号部分休業の承認の請求の場合

年度

整理 番号	※			※			※			※			第2号部分休業の時間数			時間		備 考
	月	日	月 日 から 月 日まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	請求時間数	残時間数	※	請求月日	請求者	係長	承認 権者	出勤簿 整理				
1	月	日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日								
2	月	日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日								
3	月	日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日								
4	月	日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日								
5	月	日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日								
6	月	日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日								
7	月	日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日								
8	月	日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日								
9	月	日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日								
10	月	日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日								

(※職員は印の欄を記入の上、請求者の欄に署名又は押印する。)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則第 13 条第 1 項の規定による部分休業の申出及び当該申出内容の変更並びに承認の請求は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 59 号

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

江東区児童育成手当条例施行規則（昭和 46 年 10 月江東区規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「360 万 4,000 円」を「366 万 1,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第 2 条の 2 の規定は、令和 7 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 60 号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 10 年 3 月江東区規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 4 項に次の 1 号を加える。

- (9) 育児休業法第 19 条第 1 項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間
- 第 25 条第 1 2 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第 25 条の 2 第 2 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第 3 項中「による部分休業」の次に「（以下「第 1 号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第 1 号部分休業」に改める。

第 25 条の 3 第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 6 項ただし書中「でない」の次に「。また、江東区職員の育児休業等に関する条例第 15 条の 2 に規定する第 2 号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない」を加える。

第 25 条の 7 の次に次の 7 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 25 条の 8 条例第 16 条の 6 第 1 項第 1 号の規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業
- (3) 条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第 9 条の 3 第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第 9 条の 4 第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第 15 条第 1 項に規定する育児時間
- (7) 条例第 15 条第 1 項に規定する出産支援休暇
- (8) 条例第 15 条第 1 項に規定する育児参加休暇
- (9) 条例第 15 条第 1 項に規定する子の看護等のための休暇
- (10) 第 5 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる場合の条例第 6 条第 2 項の規定による休憩時間の短縮
- (11) 条例第 16 条の 3 に規定する子育て部分休暇

第 25 条の 9 条例第 16 条の 6 第 1 項第 1 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 出生時両立支援制度等
- (2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法第 70 条の 5 第 1 項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

第25条の10 条例第16条の6第1項又は第2項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第25条の11 条例第16条の6第1項第3号及び第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、任命権者が別に定める事項

第25条の12 条例第16条の6第2項の規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

第25条の13 条例第16条の6第2項第1号の規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (3) 条例第9条の2第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第9条の4第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第15条第1項に規定する育児参加休暇
- (7) 条例第15条第1項に規定する子の看護等のための休暇
- (8) 第5条の2第2項第1号に掲げる場合の条例第6条第2項の規定による休憩時間の短縮
- (9) 条例第16条の3に規定する子育て部分休暇

第25条の14 条例第16条の6第2項第1号

の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 育児期両立支援制度等
- (2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月1日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第61号

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年3月江東区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第8項に次の1号を加える。

- (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第25条第4項中「、申請する当該職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第27条第2項中「、申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第3項中「規定する部分休業」の次に「（以下「第1号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に改める。

第28条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等）

第28条の4 条例第16条の6及び職員勤務時間規則第25条の8から第25条の14までの規定は、妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

規 則 (教)

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 25 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 5 号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 4 項に次の 1 号を加える。

- (9) 育児休業法第 19 条第 1 項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第 30 条第 12 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第 30 条の 2 第 2 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第 3 項中「による部分休業」の次に「（以下「第 1 号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第 1 号部分休業」に改める。

第 30 条の 3 第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 6 項ただし書中「でない」の次に「。また、江東区職員の育児休業等に関する条例第 15 条の 2 に規定する第 2 号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない」を加える。

第 30 条の 7 の次に次の 7 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 30 条の 8 条例第 18 条の 6 第 1 項第 1 号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業
- (3) 条例第 11 条第 1 項の規定による深夜勤務

の制限

- (4) 条例第 11 条の 2 第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第 11 条の 3 第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第 17 条第 1 項に規定する育児時間
- (7) 条例第 17 条第 1 項に規定する出産支援休暇
- (8) 条例第 17 条第 1 項に規定する育児参加休暇
- (9) 条例第 17 条第 1 項に規定する子の看護等のための休暇
- (10) 条例第 18 条の 3 に規定する子育て部分休暇

第 30 条の 9 条例第 18 条の 6 第 1 項第 1 号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 出生時両立支援制度等
- (2) 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法第 70 条の 5 第 1 項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

第 30 条の 10 条例第 18 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第 3 号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第 30 条の 11 条例第 18 条の 6 第 1 項第 3 号及び第 2 項第 3 号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整
- (4) 前 3 号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項

第 30 条の 12 条例第 18 条の 6 第 2 項の教育委員会規則で定める期間は、3 歳に満たない子を養育する職員の子が、1 歳 11 月に達する日の翌々日から 2 歳 11 月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

第 30 条の 13 条例第 18 条の 6 第 2 項第 1 号
の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下
「育児期両立支援制度等」という。）は、次に
掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児
短時間勤務
- (2) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分
休業
- (3) 条例第 11 条第 1 項の規定による深夜勤務
の制限
- (4) 条例第 11 条の 2 第 1 項の規定による超過
勤務の制限
- (5) 条例第 11 条の 3 第 1 項の規定による超過
勤務の制限
- (6) 条例第 17 条第 1 項に規定する育児参加休
暇
- (7) 条例第 17 条第 1 項に規定する子の看護等
のための休暇
- (8) 条例第 18 条の 3 に規定する子育て部分休
暇

第 30 条の 14 条例第 18 条の 6 第 2 項第 1 号
の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる
事項とする。

- (1) 育児期両立支援制度等
- (2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又
は申請先

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

告	示
---	---

◎江東区告示第 3 0 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記
のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 7 年 7 月 7 日から
2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 7 日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	江 1 0 5 号	江東区北砂五丁 目 3 8 5 番 2 先 から 江東区北砂五丁 目 3 8 5 番 2 先 まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
2	江 1 0 6 号	江東区北砂五丁 目 1 番 1 先から 江東区北砂五丁 目 3 8 5 番 2 先 まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
3	江 1 1 5 号	江東区北砂五丁 目 3 8 5 番 2 先 から 江東区北砂五丁 目 3 8 5 番 5 先 まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

特別区道江105号区域変更略図

江東区北砂五丁目地内



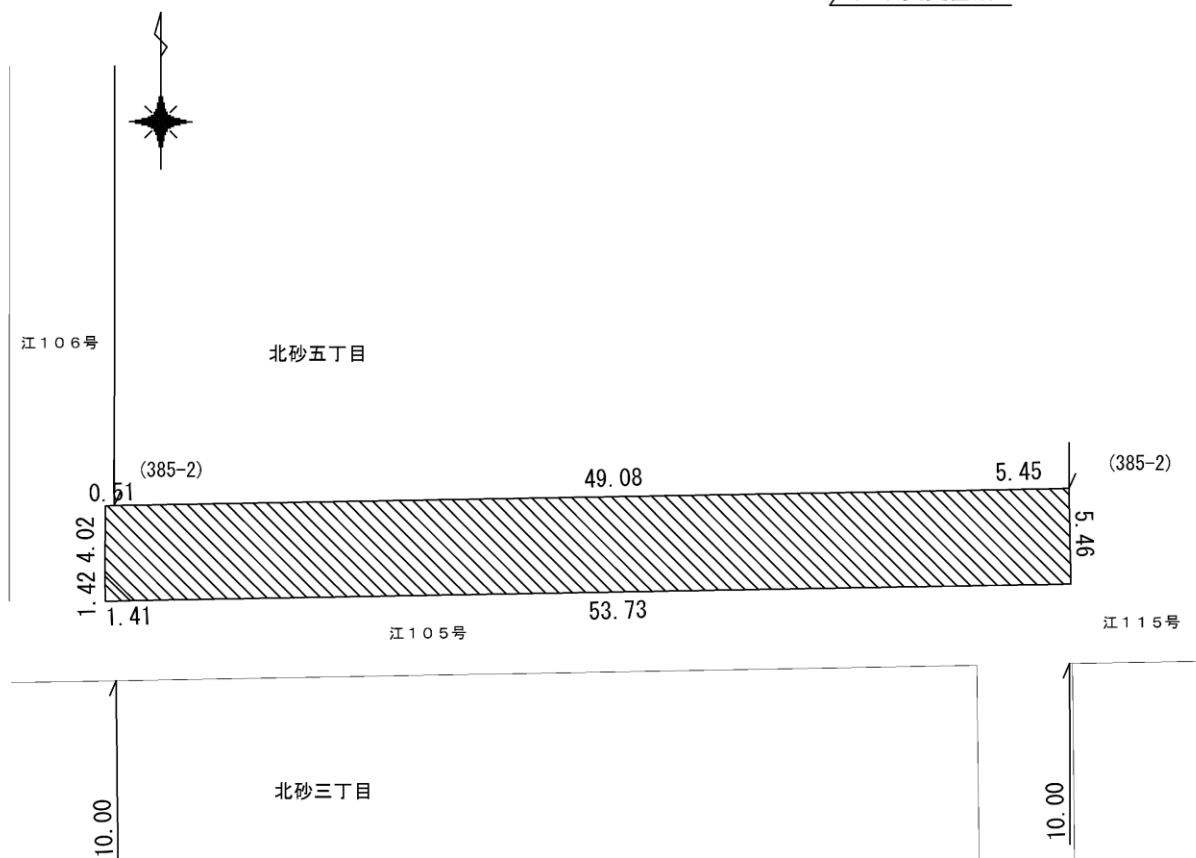
編入区域

面積

300.55 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特別区道江106号区域変更略図

江東区北砂五丁目地内



編入区域

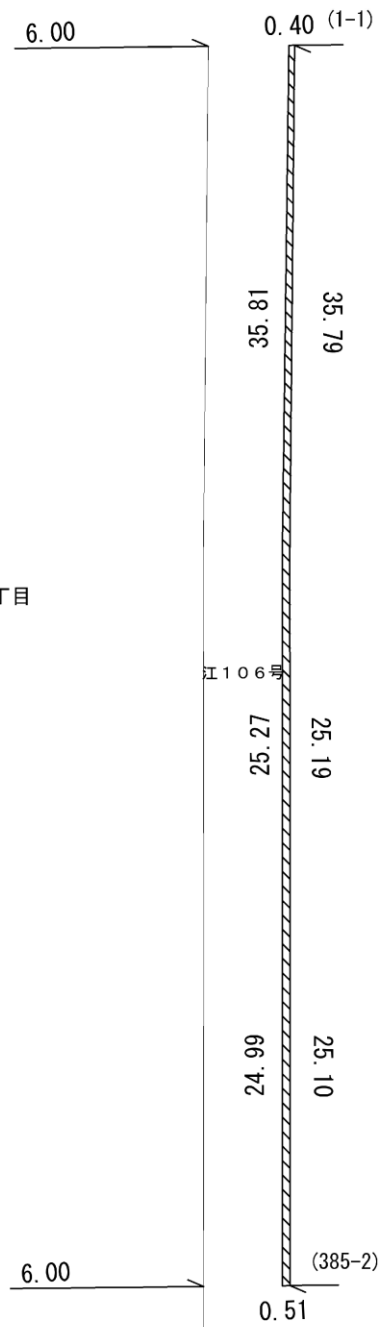
面積

43.05 平方メートル



北砂三丁目

北砂五丁目



区域変更箇所

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特別区道江115号区域変更略図

江東区北砂五丁目地内



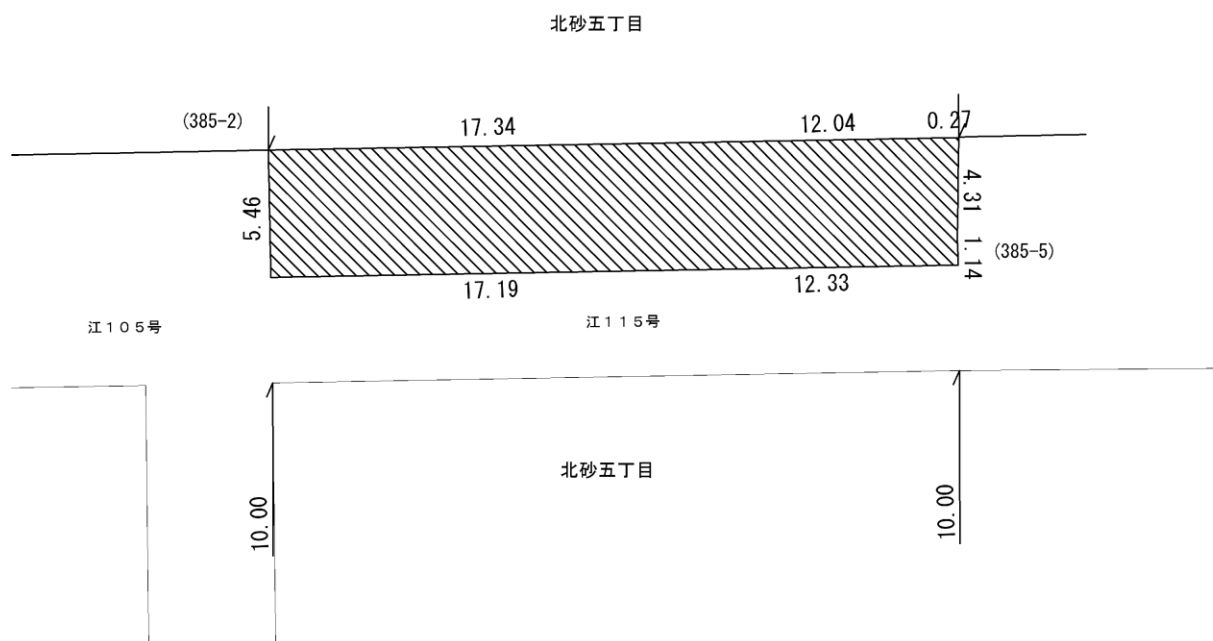
編入区域

面積

161.52 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
 ※ ()内は地番

◎江東区告示第 3 0 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 7 第 2 項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 2 5 2 条の 3 6 第 6 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 7 月 7 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 契約の相手方 千葉県松戸市六実四丁目 8 番 4 - 2 0 5 号
公認会計士 天野 修
- 2 契約の始期 令和 7 年 7 月 7 日
- 3 費用の算定方法 8 9 3 万 2, 0 0 0 円を上限とし、基本費用及び執務費用を合算した額とする。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括払とし、必要があると認めるときは、一部前払とすることができる。

◎江東区告示第 3 0 7 号

令和 7 年 7 月 7 日、江東区議会の議決を経た、令和 7 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 7 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和 7 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）

令和7年度江東区一般会計補正予算（第1号）

令和7年度江東区一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,166,000千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281,619,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（特別区債の補正）

第3条 特別区債の変更は、「第3表特別区債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12	分 担 金 及 び 負 担 金	3,239,750	△ 992,650	2,247,100
	1 負 担 金	3,239,750	△ 992,650	2,247,100
13	使 用 料 及 び 手 数 料	3,110,721	△ 693	3,110,028
	1 使 用 料	2,272,993	△ 693	2,272,300
15	都 支 出 金	28,224,933	4,122,031	32,346,964
	1 都 負 担 金	11,096,196	8,358	11,104,554
	2 都 補 助 金	14,508,938	4,113,673	18,622,611
18	繰 入 金	25,870,512	17,056	25,887,568
	1 基 金 繰 入 金	25,870,512	17,056	25,887,568
20	諸 収 入	3,019,252	△ 1,744	3,017,508
	6 雑 入	1,419,731	△ 1,744	1,417,987
21	特 別 区 債	6,667,000	22,000	6,689,000
	1 特 別 区 債	6,667,000	22,000	6,689,000
	歳 入 合 計	278,453,000	3,166,000	281,619,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	44,990,332	314,054	45,304,386
	1 総 務 管 理 費	24,742,791	270,942	25,013,733
	6 地 域 振 興 費	15,273,732	43,112	15,316,844
3	民 生 費	123,542,221	2,784,827	126,327,048
	1 社 会 福 祉 費	26,262,557	2,045,699	28,308,256
	2 高 齢 者 福 祉 費	7,358,326	50,229	7,408,555
	3 児 童 福 祉 費	69,109,054	688,899	69,797,953
4	衛 生 費	22,115,877	24,572	22,140,449
	1 衛 生 管 理 費	4,644,765	24,572	4,669,337
6	土 木 費	21,772,079	24,821	21,796,900
	3 河 川 費	1,777,668	24,821	1,802,489
7	教 育 費	45,210,010	17,726	45,227,736
	1 教 育 総 務 費	17,277,969	6,175	17,284,144
	5 幼 稚 園 費	1,837,262	11,551	1,848,813
歳 出 合 計		278,453,000	3,166,000	281,619,000

第 2 表 債務負担行為補正

追加

事 項 名	期 間	限 度 額
		千円
水門橋改築事業	令和 8 年度 ～ 令和 9 年度	91,986
塩浜住宅改築事業 (公有財産購入)	令和 8 年度 ～ 令和 9 年度	926,758

第 3 表 特別区債補正

変更

起 債 目 的	区 分	起 限 度 債 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
		千円			
障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 改 修 事 業	補 正 前	647,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債のとき から据置期 間を含めて 30年以内 に元利均等 その他の方 法により償 還する。た だし、区財 政の都合に より償還期 限を短縮し、又は繰上償還することができる。
	補 正 後	669,000			

◎江東区告示第308号

行旅死亡人について

下記の者は、令和7年6月12日午前7時39分、東京都江東区若洲三丁目1番先砂町南運河上にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

令和7年7月8日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 死亡人 本籍・住所・氏名不詳、年齢約20～30歳代、男性
- 2 特徴 髪黒色短髪、体格中肉、身長172cm

1	城104号	江東区大島三丁目461番1先から	次図表示のとおり
		江東区大島三丁目450番1先まで	次図表示のとおり

◎江東区告示第320号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和7年7月15日

江東区長 大久保 朋 果
記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
江東区塩浜児童館	東京都江東区塩浜2-5-20	令和7年7月1日	一時預かり事業

◎江東区告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和7年7月16日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

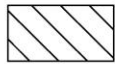
令和7年7月16日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員

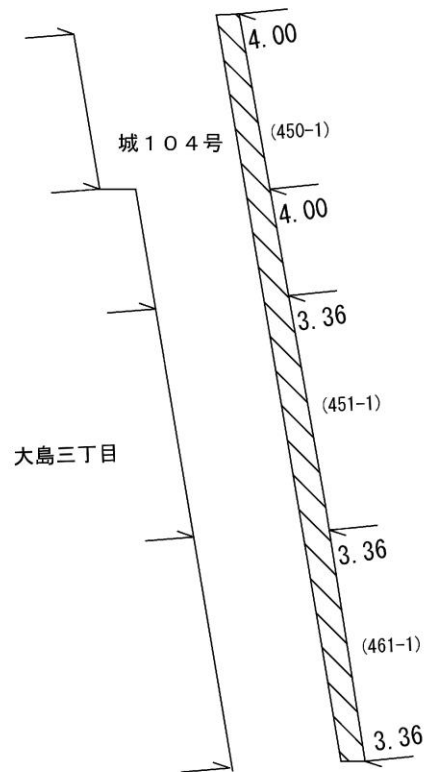
特別区道城104号区域変更略図

江東区大島三丁目地内



編入区域

面積 65.89 平方メートル



区域変更箇所

大島三丁目

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 3 2 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 7 年 7 月 1 6 日か
ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
る。

令和 7 年 7 月 1 6 日

江東区長 大久保 朋 果

記

整 理 番 号	路線名	供用開始の区間	備考
1	城 1 0 4 号	江東区大島三丁目 4 6 1 番 1 先から 江東区大島三丁目 4 5 0 番 1 先まで	なし

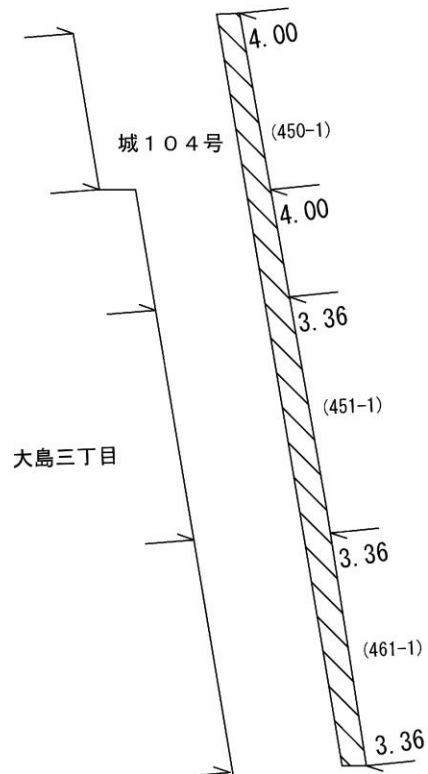
特別区道城 1 0 4 号供用開始略図

江東区大島三丁目地内



供用開始区域

面積 65.89 平方メートル



大島三丁目

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第324号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和7年7月18日
江東区長 大久保 朋 果
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
株式会社SHINK-K	HybridMoms Nursery School-Fukuzumi	福住1-14-2コスモピアビル1階	令和7年7月1日	認可外保育施設
株式会社SHINK-K	HybridMoms Nursery Preschool-Tocho	東陽3-27-2BIGONEビル1階	令和7年7月1日	認可外保育施設

◎江東区告示第328号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和7年7月24日
江東区長 大久保 朋 果
〔別紙省略〕

◎江東区告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条

の3第1項及び第2項の規定に基づき除去及び保管した違法放置等物件について、同法第44条の3第3項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の6第1項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年7月24日
江東区長 大久保 朋 果
記

違法放置等物件の詳細	種別・数量	自動二輪車・1台
	名称	HONDA GYRO CANOPY
	ナンバー	江東区ろ18-02
	色	黒
放置されていた場所		江東区毛利一丁目12番7号地先
除去した日時		令和7年7月24日 午前9時20分
保管を始めた日時		令和7年7月24日 午前9時55分
保管した場所		江東区資材置場
返還時に必要なもの		身分を確認できるもの（証明書）及び印鑑 当該物件の所有者等であることを証する書面

◎江東区告示第330号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和7年7月25日
江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和7年7月25日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区大島一丁目184番2の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
幅員 4.00m 延長 24.65m

◎江東区告示第333号

行旅死亡人について

下記の者は、令和7年6月18日午前7時26分頃、東京都江東区若洲三丁目1番3号所在一五号地南信号所から真方位121度約4、760メ

ートル付近海上にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

令和 7 年 7 月 2 9 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 死亡人 本籍・住所・氏名不詳、年齢約 2 0 ～ 5 0 歳代、男性
- 2 特徴 白髪交じりの黒色、身長 1 8 5 c m、青色長袖ジャケット、黒色長袖ニット、黒色半袖シャツ、黒色ズボン、黒色ベルト、黒色下着、黒色靴下、黒色運動靴

◎江東区告示第 3 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和 3 9 年 3 月江東区規則第 1 3 号）第 4 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示す。

令和 7 年 7 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名
名 称：株式会社日本決済情報センター
所在地：東京都港区虎ノ門 3 - 8 - 2 7 巴町ア
ネックス 2 号館 5 階
代表者：代表取締役社長 村中 健一
- 2 指定年月日 令和 7 年 8 月 1 日
- 3 指定の内容
キャッシュレス決済を利用して江東区に納付されるマイナンバーカード及び電子証明書再発行手数料の指定納付受託者

◎江東区告示第 3 3 6 号

行旅死亡人について

下記の者は、令和 7 年 2 月 1 2 日午後 0 時 1 5 分、東京都江東区大島三丁目 3 0 番 4 号にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

令和 7 年 7 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 死亡人 本籍・住所・氏名不詳、年齢 6 0 歳代、男性

◎江東区告示第 3 4 2 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 7 年 8 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果

[別紙省略]

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 1 0 号

下記により、令和 7 年第 7 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 7 年 7 月 2 5 日（金）
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 報告事項
 - (1) 令和 7 年第 2 回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 5 号

令和 7 年 7 月 3 日付江東区選挙管理委員会告示第 2 9 号の一部を別紙のように改める。

令和 7 年 7 月 1 2 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 6 号

令和 7 年 7 月 3 日付江東区選挙管理委員会告示第 2 8 号の一部を別紙のように改める。

令和 7 年 7 月 1 9 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について下記のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 31 日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

記

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

金子 良太	東京都江東区亀戸三丁目 4 番 15 - 1001 号
生越 慎平	東京都江東区有明一丁目 4 番 20 - 817 号
嶋守 浩之	東京都江東区有明一丁目 3 番 1 - 1011 号
寺澤 智行	東京都江東区豊洲五丁目 6 番 29 - 633 号
佐藤 嘉雄	東京都江東区森下五丁目 19 番 9 - 1103 号
柴田 大輔	東京都江東区千石一丁目 9 番 31 - 1106 号
大江 祐香	東京都江東区千石一丁目 9 番 31 - 1106 号
土出 昌幸	東京都西東京市南町三丁目 11 番 4 号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 7 年第 2 回定例会）

6 月 11 日から 7 月 7 日まで会期 27 日間におたって開会した令和 7 年第 2 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第 39 号	令和 7 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 40 号	包括外部監査契約の締結について
議案第 41 号	江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
議案第 42 号	仙台堀川公園周辺路線道路改良工事（A - 2 工区）請負契約
議案第 43 号	若洲公園整備事業（特定公園施設）整備工事請負契約
議案第 44 号	江東区江東公会堂改修工事請負契約
議案第 45 号	江東区江東公会堂電気設備改修工事請負契約
議案第 46 号	江東区江東公会堂機械設備改修工事請負契約
議案第 47 号	特別養護老人ホーム塩浜ホーム改修工事請負契約
議案第 48 号	特別養護老人ホーム塩浜ホーム電気設備改修工事請負契約
議案第 49 号	特別養護老人ホーム塩浜ホーム機械設備改修工事請負契約
議案第 52 号	江東区立東雲小学校校舎その他改修工事請負契約
議案第 53 号	江東区立東雲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約
議案第 54 号	江東区立東雲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約
議案第 55 号	議決を得た契約の契約変更について
議案第 56 号	議決を得た契約の契約変更について
議案第 57 号	議決を得た契約の契約変更について
議案第 58 号	議決を得た契約の契約変更について
議案第 59 号	議決を得た契約の契約変更について

- | | | | |
|-----------|--|-----------|---------------------------------------|
| 議案第 6 0 号 | 議決を得た契約の契約変更について | 議案第 8 0 号 | る条例の一部を改正する条例
大島橋架替工事（その 1）請負契約 |
| 議案第 6 1 号 | 議決を得た契約の契約変更について | 議案第 8 1 号 | 江東区亀高第二保育園改修工事請負契約 |
| 議案第 6 2 号 | 議決を得た契約の契約変更について | 議案第 8 2 号 | 江東区南砂第三保育園改修工事請負契約 |
| 議案第 6 3 号 | 議決を得た契約の契約変更について | 議案第 8 3 号 | 江東区立深川小学校校舎その他改修工事請負契約 |
| 議案第 6 4 号 | 議決を得た契約の契約変更について | 議案第 8 4 号 | 江東区立深川小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約 |
| 議案第 6 5 号 | 議決を得た契約の契約変更について | 議案第 8 5 号 | 江東区立深川小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約 |
| 議案第 6 6 号 | 議決を得た契約の契約変更について | 議案第 8 6 号 | 江東区立第二南砂中学校校舎その他改修工事請負契約 |
| 議案第 6 7 号 | 議決を得た契約の契約変更について | 議案第 8 7 号 | 江東区立第二南砂中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約 |
| 議案第 6 8 号 | 議決を得た契約の契約変更について | 議案第 8 8 号 | 江東区立第二南砂中学校校舎その他機械設備改修工事請負契約 |
| 議案第 6 9 号 | 議決を得た契約の契約変更について | | （以上 7 月 7 日原案可決） |
| 議案第 7 0 号 | 議決を得た契約の契約変更について | 2 | 議案（議員提出） |
| 議案第 7 1 号 | 議決を得た契約の契約変更について | | 議員提出議案第 5 号 自転車等に関する交通事故防止策の強化を求める意見書 |
| 議案第 7 2 号 | 江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | | （7 月 7 日原案可決） |
| 議案第 7 3 号 | 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 3 | 請願・陳情 |
| 議案第 7 4 号 | 江東区特別区税条例の一部を改正する条例 | | 5 陳情第 4 6 号 区民館増設に関する陳情 |
| 議案第 7 5 号 | 江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | | （7 月 7 日不採択） |
| 議案第 7 6 号 | 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 4 | その他の議決事項 |
| 議案第 7 7 号 | 江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例 | | 令和 7 年度国内都市行政視察に関わる議員の派遣について |
| 議案第 7 8 号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例 | | （7 月 7 日決定） |
| 議案第 7 9 号 | 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する | | |

